

Ⅲ えひめ子ども健康サポート体制の構築

県・市町教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関、団体、企業等の健康サポート体制メンバーが、「Ⅱ 健康テーマ別指標における現状と取組状況」から児童生徒の実態や各々の取組状況について共通理解を図り、今後、連携を強化しながら、下記に示す取組を進めることで、えひめ子ども健康サポート体制を構築する。

第1 愛媛県教育委員会

愛媛県教育委員会は、児童生徒の健康づくりや健康課題の解決を目指す学校保健の充実を図るため、学校や地域が組織的・計画的に取り組むことができる学校保健推進体制を構築し、学校保健計画や地域の健康課題解決に向けた計画等に基づく学校や地域の組織的・計画的な取組を支援する。

1 「えひめ子ども健康サポート推進協議会」の設置（平成20年度～）

学校、市町（中学校区などの地域を含む。）における学校保健の推進状況を把握し、今後の取組に生かせるように情報提供を行う。

2 健康課題解決に向けたモデル地域指定事業の実施（平成20年度～）

市町教育委員会に学校の代表者、地域医師会や医療機関の代表者、母子保健や保健福祉関係の代表者などで構成する委員会を設置し、地域の健康課題の解決に向けた実践事業に取り組み、その成果を周知することにより、地域ぐるみで計画的に取り組む体制づくりを推進する。

3 専門医等の派遣（健康相談活動アドバイザー派遣事業）（平成14年度～）

県医師会等の協力を得て、学校に専門医や臨床心理士を派遣し、児童生徒や保護者、教職員に対する啓発や個別の健康相談を行う。

4 えひめ子ども健康サポート推進計画の周知・評価

「えひめ子ども健康サポート推進計画」を健康サポート体制にかかわる組織の人々に周知するとともに、各市町教育委員会が取組を進めるための情報交換を行うことができる機会を設定する。

また、平成25年度に「学校保健に取り組む体制づくり等に関する調査」及び「健康に関する実態調査」を行い、本計画の推進状況を検証する。

第2 市町教育委員会

市町教育委員会は、各種法令や国・県からの通知等を踏まえた学校保健の推進に向けて、学校に対し、指導・管理や支援を行う。

また、児童生徒の健康課題に適切に対応するため、学校や家庭を中心に、市町教育委員会や地域の関係機関が連携して取り組む地域レベルの組織体制の構築や既存の組織の活用について検討を行う。

1 学校地域保健連携推進協議会（仮称）の設置を検討

域内の児童生徒の現代的な健康課題に対して、地域の実情を踏まえながら、保健部局等の行政機関や地域の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の所属する団体等と連携して、組織的に取り組む体制づくりを推進する。

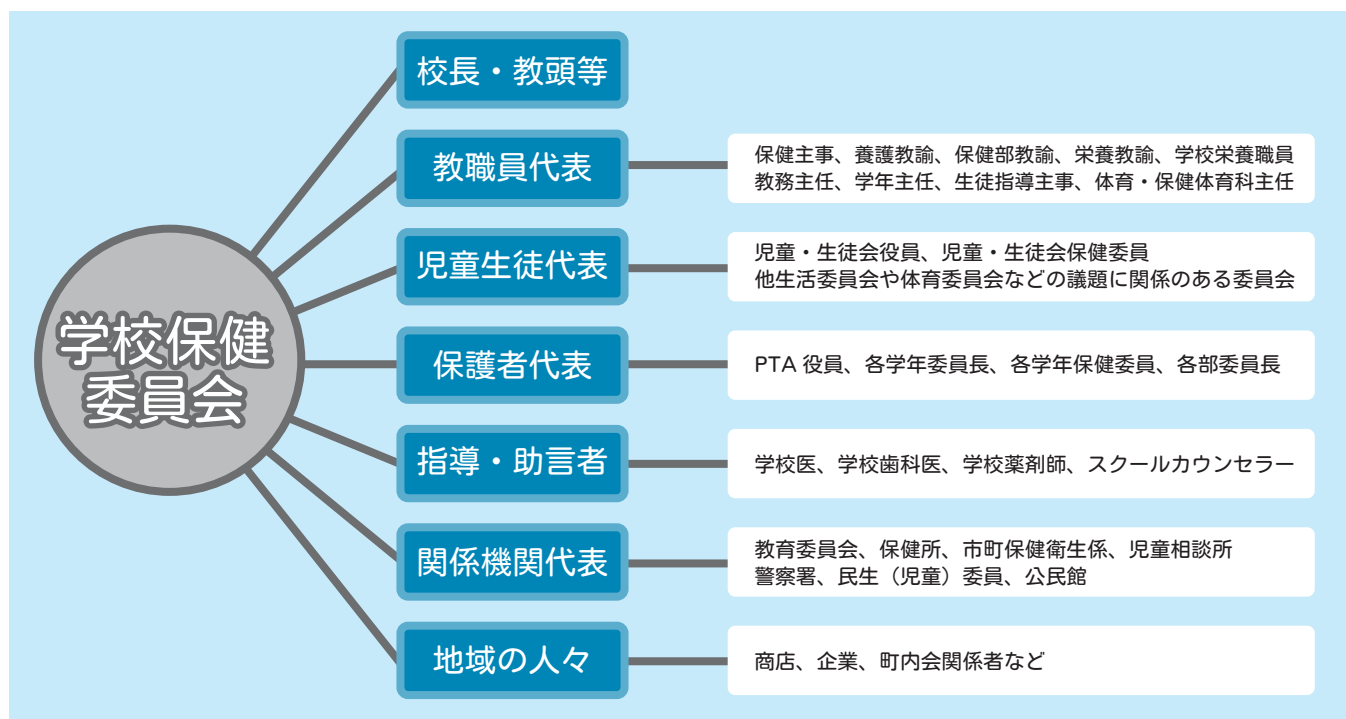
2 学校保健委員会や地域学校保健委員会の充実

学校保健委員会や地域学校保健委員会が機能するよう指導するとともに、情報提供や指導助言を行う。

3 児童生徒の健康課題解決に向けた取組の充実（P 33：資料 1 参照）

モデル地域等における実践を踏まえ、児童生徒の健康課題解決に向けて取り組むうえでの学校や関係機関の果たすべき役割を明確にして、具体的な年次目標を立てて取り組む。研修会の開催や研究指定校事業等についても検討する。

○ 学校保健委員会（構成例）

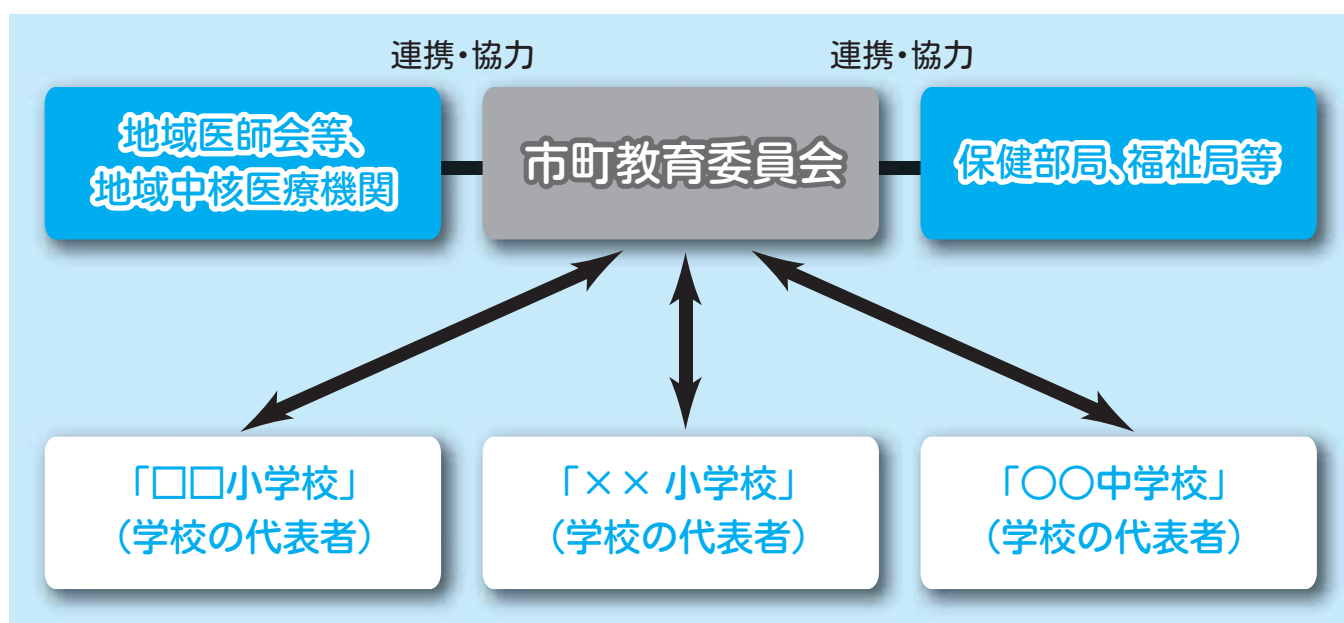


○ 地域学校保健委員会（イメージ）中学校区などの地域を想定

（公民館や町内会等は事務局（学校）の求めに応じて参加）



○ 学校地域保健連携推進協議会（イメージ）市町域の地域を想定
（行政機関が組織的に対応）



（平成20年1月17日 中央教育審議会答申より引用、一部改編）

第3 学 校

すべての教職員が共通の認識をもち、校長のリーダーシップの下、学校保健計画に基づき、すべての教職員で健康教育を推進することができるように組織体制の整備を図り、校内の組織体制を十分に機能させることにより、保健教育と保健管理の充実を目指す。

1 学校保健委員会の活性化

様々な健康問題に適切に対処するため、学校と家庭、地域社会を結ぶ組織として学校保健委員会を十分機能させる。

そのためには、会議を適切に開催し(年間1回では不十分)、委員会の中で具体的な対応策を立て、構成メンバーがそれぞれの役割を果たしながら活動を行い、評価、改善を行う必要がある。

2 学校保健計画の作成及び周知

学校保健計画には、法律で規定された次の事項を必ず盛り込むこととする。また、学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知を図る。

- (1) 児童生徒等及び職員の健康診断に関する事項
- (2) 環境衛生検査に関する事項
- (3) 児童生徒等に対する指導に関する事項

3 健康観察、健康相談等による健康課題の早期発見、早期対応

担任教諭等の行う日常的な健康観察や健康相談（養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員が積極的に参画）を行うことにより、児童生徒の健康状態を把握し、健康課題の早期発見、早期対応に努める。

4 心身の健康課題に対する保健指導の充実

健康観察、健康相談等で健康上の問題がある児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言を保健指導として位置付け、養護教諭を中心として関係教職員の協力の下、適切な指導を行う。

健康テーマ別取組内容

(1) 心の健康づくり

ア) 心の健康問題に対応できる校内組織づくり（図1 参照）

機能する組織となるように既存の組織の活用も含めて運営方法等を検討する。

イ) 学年会、教育相談関係会議の定例化

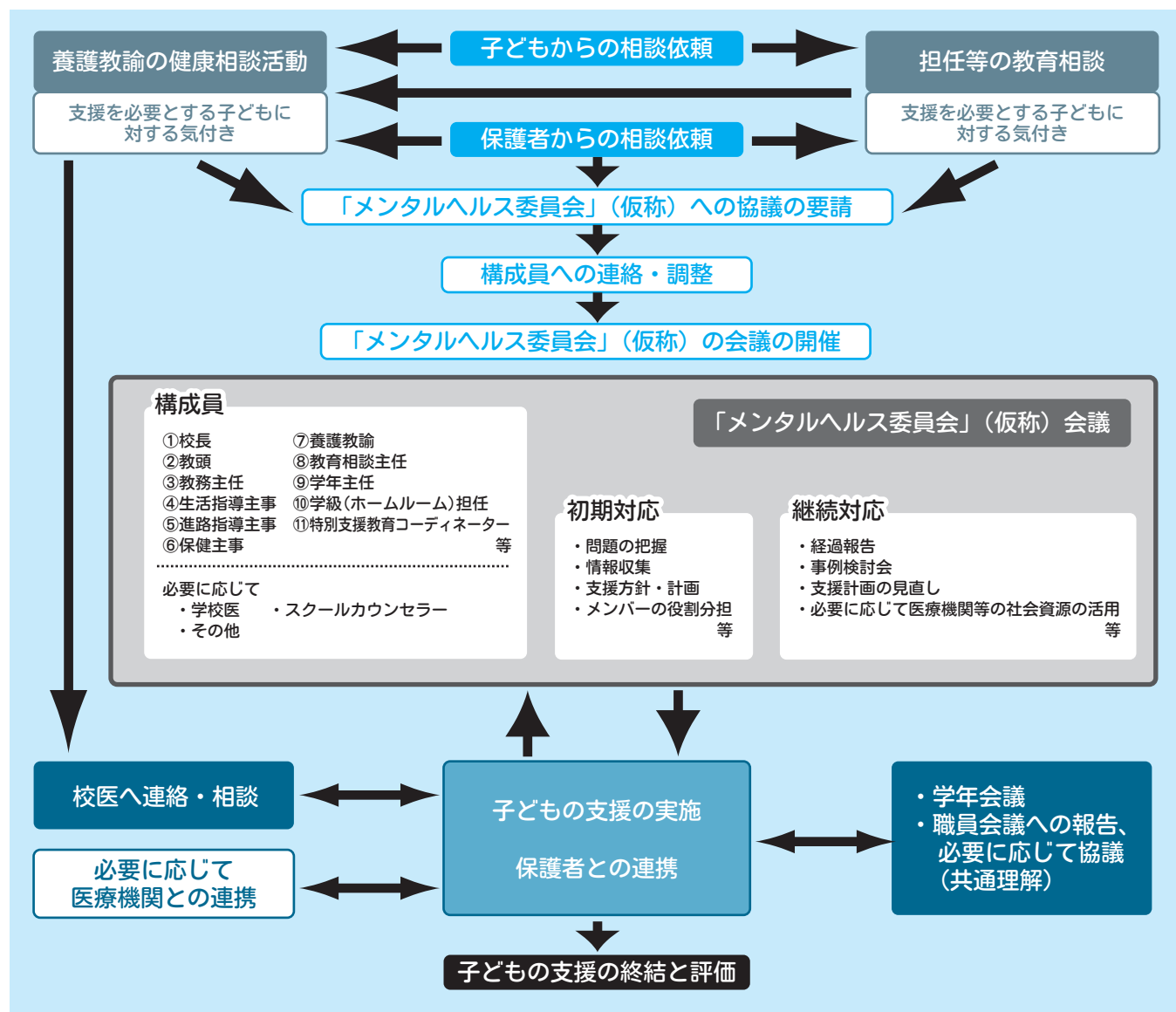
心の健康問題の早期発見・早期対応を図るために、定期的に会議を開催する。（生徒指導部会等の活用も可）

養護教諭や関係教職員（部活動顧問等）も参加して、子どもを多面的・総合的に理解しながら、役割分担を明確にして対応する。

ウ) 事例検討会の開催

事例に対する関係者の共通理解を深め、適切な支援方策を検討する。

図1 組織的な対応の進め方



(財団法人 日本学校保健会発行「子どものメンタルヘルスの理解とその対応」より)

(2) 食を通じた健康づくり

ア) 健康診断結果や生活実態調査等を活用した保健教育の推進

- ・ 児童生徒が自らの健康課題を認識し、健康や食生活について自ら考え、望ましい行動ができる実践力を育成する。
- ・ 保護者と連携しながら食を通じた健康の基礎づくりに向けた生活習慣の確立を目指す。

イ) アレルギー疾患に対する取組（P44～46：資料3、4参照）

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財団法人日本学校保健会）に従い、保護者から学校生活における配慮を求めてきた時は、学校生活管理指導表等を活用して、医学的な根拠を明確にして、アレルギー疾患のある児童生徒の安心・安全な学校生活環境を整備する。

ウ) 食に関する指導体制の確立

食に関する指導目標に沿って、年間指導計画を作成し、校長、教頭、学級担任、教科担任及び養護教諭、栄養教諭等による指導体制を確立する。

エ) 栄養教諭、学校栄養職員による指導の充実

教科や特別活動等において、栄養教諭、学校栄養職員が学級担任や教科担任とチームティーチングを行い、食に関する指導の充実を図る。

オ) 保護者への啓発

望ましい食生活は家庭での取組が中心となるため、保護者に対し、食に関する情報提供や啓発を行う。

(3) 適切な運動習慣の確立

ア) 体育・保健体育科における実践

体づくり運動等を通して体力の向上を図るとともに、体の柔軟性を高めるストレッチ体操等をしっかり行う。また、スポーツ活動指導者や体育専科教員を効果的に活用する。

イ) えひめ子どもスポーツ・ITスタジアム事業への参加

運動の楽しさを感じさせながら、運動習慣の確立を目指す。

ウ) スポーツ障害の早期発見・早期対応

健康診断や健康観察を通じて早期発見するとともに、休養やアイシングの重要性を周知する。

エ) スポーツ障害の予防に関する校内研修の実施

学校医や外部講師等による児童生徒、教職員、保護者対象の研修を行う。

(4) 望ましい睡眠習慣の確立

ア) 生活実態調査等を活用した保健教育の推進

生活実態調査等を活用して睡眠の重要性を指導する。

イ) 保護者への啓発

保護者と連携しながら、望ましい睡眠習慣の確立を図ることができるよう、「早寝早起き朝ごはん」運動等の啓発を行う。

(5) 歯・口の健康づくり

ア) 健康診断結果や生活実態調査等を活用した歯科保健の推進

- ・ 児童生徒が自らの健康課題を認識し、歯・口の健康について自ら考え判断し、行動できる実践力を育成する。
- ・ 保護者と連携しながら、歯・口の健康の基礎づくりに向けた生活習慣の確立を図る。

イ) 学校歯科医、歯科衛生士による歯科保健指導の実施

児童生徒対象の歯科保健指導や保護者、教職員向けの歯科講習会を実施する。

(6) 性に関する課題への対応

ア) 学習指導要領及び児童生徒の発達段階に応じた性教育の充実

「すべての教職員が取り組む性教育指導マニュアル」に示されている性教育の考え方や進め方に従って、性教育を適切に実施する。(P 57: 資料 7 参照)

イ) 校内研修の充実

性教育指導者講習会受講者がリーダーとなって、講習会の成果を所属校の性教育の充実に生かしていく。

ウ) 保護者との連携

性教育における家庭の果たす役割は大きく、十分連携して指導に当たる必要があるので、保護者に対して学校における性教育の計画や状況を伝えるとともに、保護者の意見を把握し、学校における取組に関して保護者の理解と協力を得る。

エ) 相談窓口の周知

性に関する悩みを相談できる校内・校外の適切な相談窓口を児童生徒に周知しておく。

(7) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の推進

ア) 薬物乱用防止教室の実施

保健教育における医薬品の正しい利用法についての指導を踏まえ、学校教育の一環として、教員が薬物乱用防止に関する指導を行うとともに、学校医、学校薬剤師と連携したり、警察や地域保健関係機関の協力を得て効果的な指導を行う。

イ) 保護者との連携

子どもの喫煙、飲酒による健康への影響や薬物乱用の実態や恐ろしさについて、保護者の理解を深めていく。

第4 家庭

子どもの健康づくりの基本は家庭であり、基本的な生活習慣は家庭において育成されるものである。学校における健康教育の取組をより効果的に定着させるためには、学校の取組を踏まえて、家庭教育や健康づくりの基盤としての役割の充実に図る。

- 1 基本的な生活習慣の育成
- 2 家庭教育の充実
- 3 家庭の絆を重視した心の居場所づくり
- 4 学校、地域、関係機関、団体、企業等の取組への積極的な参加

第5 地域・関係機関・団体・企業等

生涯を通じた健康づくりの観点から、学校、家庭との連携を図りながら、健康教育等の支援を行う。

- 1 学校保健委員会への参加・協力
- 2 地域の健康情報の提供・指導助言
- 3 健康教育への協力
- 4 校外の相談窓口としての役割の充実
- 5 家庭教育への支援

具体的な取組例

○ 熱中症予防啓発活動

スポーツシーンや職場での熱中症予防啓発のため、出前勉強会やセミナーの実施、ビデオの制作をしています。



○ 食育スポーツ教室

学童期における牛乳・乳製品の摂取と運動能力向上の重要なかわりなどについて理解を深め、牛乳・乳製品の普及促進を図るため、学校給食用牛乳供給事業の一環として、食育スポーツ教室が実施されました。

対象：県内の小学生及び保護者 約400名

内容：牛乳とスポーツに関するパネルディスカッション、野球教室（骨密度測定）

○ いじめ問題に取り組むPTAの活動について

各郡市PTA連合会や単位PTAにおいていじめ根絶に向けて取り組んだ内容や愛媛県PTA連合会に報告のあった郡市PTA連合会や単位PTA活動を愛媛県PTA連合会のホームページに掲載しています。（平成18年度）